

科目名	民事訴訟法	科目分類	■専門科目群 □総合科目群		
			法律学科	□必修 ■選択	
			学科	□必修 □選択	
英文表記	Civil Procedure Law	開講年次	□1年 □2年 ■3年 □4年		
		開講期間	■前期 □後期 □通年 □集中		
ふりがな	かわぐち まこと	実務家教員担当科目		修得単位	4単位
担当者名	川口 誠	実施方法	■対面のみ □遠隔のみ □対面・遠隔併用		
授業のテーマ	民事紛争解決制度、訴訟について基本的な知識を修得する。				
到達目標	民事訴訟を含む民事の紛争解決制度、および民事訴訟の基本構造、骨格、システムの設計方針が理解できるようになる。				
授業概要	<p>私人の日常生活上の紛争を法的に解決する方式についての一般法である民事訴訟法を中心に、訴訟を含む民事紛争解決方式および関連する諸制度について、あるべき形態と理想の有機的構成を考察します。また、最近の動向として、民事訴訟のIT化についても触れます。</p> <p>民法などの実体法を中心に学んできた学生諸君にとって、手続法は異質であるためか、分かりにくいと言われます。しかし、訴訟を1つのシステムにとらえ、全体的視点から基本構造・理念をおさえ、これを基に細部を検討する方法で、より容易に理解できるはずで、まずはこの森全体の構造、骨格、システムの設計方針の理解を目指します。</p>				
授業計画					
第1回	ガイダンス・民事紛争とその解決方法① 総論	第17回	②裁判所 釈明権・釈明義務		
第2回	民事紛争とその解決方法② ADR	第18回	(2) 審理進行 ①裁判所イニシアチブ 職権進行主義		
第3回	民事紛争とその解決方法③ 和解等	第19回	②当事者 責問権		
第4回	訴訟 訴訟の開始と進行・訴え① 概念、訴状	第20回	口頭弁論と審理に関する諸原則② 口頭主義他		
第5回	口頭弁論の準備・争点整理① 準備書面等	第21回	証拠・証拠調べ 証拠の種類等		
第6回	口頭弁論の準備・争点整理② 弁論準備手続き	第22回	証拠の評価・証明責任		
第7回	訴訟の主体Ⅰ 当事者① 概念	第23回	訴訟の終了 (1) 当事者の行為等による終了		
第8回	当事者② 能力・訴訟上の代理人	第24回	(2) 終局判決による終了		
第9回	訴訟の主体Ⅱ 裁判所・管轄① 種類と根拠	第25回	(3) 判決の効力 既判力など		
第10回	裁判所・管轄② 合意管轄・移送	第26回	複雑訴訟形態 請求の複数① 原始的複数		
第11回	訴訟の客体 訴え② 訴訟物① 概念	第27回	請求の複数② 追加的複数等		
第12回	訴訟物② 訴訟法説	第28回	多数当事者訴訟① 原始的複数		
第13回	訴訟物③ 実体法説	第29回	多数当事者訴訟② 訴訟参加等		
第14回	訴訟の審理過程 口頭弁論と審理に関する諸原則① 総論	第30回	上訴・再審、少額訴訟など		
第15回	審理過程における裁判所と当事者の分担	第31回	定期試験		
第16回	(1) 裁判資料収集 ① 当事者イニシアチブ 弁論主義				
授業時間外の学習	講義とは別に、できる限り早い段階で、手続きの全体の流れを把握する目的で、テキストを最後まで通読（速読）してください（3時間程度）。理解できなくてもかまいません。講義で、システム全体を構成する個々のサブシステムを学ぶ際には、常にシステム全体を意識して、位置付けを明確にして学ぶようにするため、前回の復習（1.5時間程度）と次回の予定部分の予習（1.5時間程度）をして下さい。				
履修条件 受講のルール	民法などの民事実体法の一応の理解が必要になります。したがって、民法総則、物権（含む担保物権）、債権総論、債権各論、家族法の単位取得済みであることが望ましい。				
テキスト	上原・池田・山本著『民事訴訟法』（有斐閣Sシリーズ）				

参考文献・資料	講義で適宜指摘します。資料等は、Portal Site で配布します。Portal Site を確認するようにして下さい。
成績評価の方法	定期試験 75%、小テスト・レポートなど 15%、授業貢献度・態度（質問への応答など） 10%を基に、総合判断します。 ※出席回数が規定に満たなかった場合及び授業料その他納入金等の全額を納めていない場合は試験を受けることができません。
オフィスアワー	月曜 4 限・火曜 3 限。その他、研究室にいるときはいつでも声を掛けて下さい。
成績評価の基準	秀(100～90 点)、優(89～80 点)、良(79～70 点)、可 (69～60 点)、不可(59 点以下)
実務経験及び実務を活かした授業内容	
学生へのメッセージ	手続法は、木を見て森を見ない方法では深い森で迷います。分かれ路の多い分野です。テキストの通読を強く勧めます。手続法の講義は基本的に手続の流れに沿って進めることとなりますが、必要に応じ関連事項に飛び、また手続きに戻るといった形を繰り返します。したがって、勉強は最初に全部を通読してから始める方が、より理解できると思います。